# 委託業務仕様書

# 1 業務名

大都市圏における県産食材販路拡大促進事業委託業務

#### 2 業務の目的

大都市圏における県産食材の販売促進対策として、首都圏では飛騨牛・鮎等のメニューフェアを開催し、これまで築いてきたホテル・レストランとの関係強化を図るとともに、関西圏では2025年開催予定の大阪・関西万博を県産食材の認知度を向上させる絶好の機会と捉え、市場開拓に向けた販売促進活動を強化していく。

### 3 委託期間

契約締結日から令和5年3月10日(金)

## 4 業務内容

- (1) 料理店と県産食材の県内取扱事業者をつなぐコーディネーターの設置
- (2) 料理店のシェフ・バイヤー等を対象とした試食商談会の開催 (関西圏のみ)
- (3) 産地見学会の開催(関西圏のみ)
- (4) 飛騨牛フェアの開催
- (5) 鮎フェアの開催
- (6) 取組成果の調査

# 5 業務内容詳細

- (1) 料理店と県産食材の県内取扱事業者をつなぐコーディネーターの設置
  - ① 設置時期:令和4年4月から令和5年2月末まで
  - ② 設置人数:首都圈1人、関西圈1人
  - ③ 従事日数:首都圏は45日、関西圏は120日以上本事業に従事すること。
  - ④ 活動内容
    - ・ホテル、レストラン等を中心に、メニューフェアへの参加勧誘と、主要な県産 食材の売込みを行うこと。
    - ・飛騨牛、鮎、青果物の県内取扱事業者について各品目2社以上の参画を働きかけ、各品目1社以上を確保し、定期的な情報提供を行うこと。
    - ・料理店の需要について、県産食材の県内取扱事業者へフィードバックすること
    - ・関西圏におけるコーディネーターは農産物流通課大阪駐在と連携のうえ、本業 務を実施すること。
  - ⑤ その他:コーディネーターの適否については、県と協議の上、決定すること。
- (2) 料理店のシェフ・バイヤー等を対象とした試食商談会の開催 (関西圏のみ)
  - ① 開催回数 : 1回以上
  - ② 参集人数 : 延べ20名程度
  - ③ テーマ食材:飛騨牛、岐阜県産の天然鮎を中心とした県産食材
  - ④ 開催内容
    - ・県産食材の魅力を伝え、新たな取扱につながるような試食商談会とすること。
    - ・県内事業者への商談の機会を与えること。
    - ・試食会参加のシェフ・バイヤー等には、事後にフォローアップを行うこと。

## ⑤ 経費負担

試食商談会により発生する以下の費用については、受託者が負担すること。

- 会場借り上げ料
- ・試食会で使用する県産食材(試作品作成にかかる費用含む)
- ・商談に参加する県内事業者の旅費(鉄道等の主要経路のみ)

## (3) 産地見学会の開催(関西圏のみ)

- ① 開催回数:2回以上
- ② 開催期間:各2日間(1泊2日)
- ③ 参集人数:延べ20名程度
- ④ 開催内容
  - ・農畜水産物や加工品など、主要な県産食材の取扱拡大につながるような魅力的 な産地見学会を企画すること。
  - ・見学先、行程等は県と協議の上、決定すること。
  - ・飛騨牛メニューフェア、清流の国ぎふ鮎フェアの参加店舗を中心に参加者を確保すること。
  - ・参加者の食事(朝食1回、昼食2回、夕食1回)を手配すること。夕食は、交流会もかねて、飛騨牛を中心とした県産食材を試食する場とすること。なお、 提供する料理は県と協議の上、決定すること。
  - ・県、会場、参加者との連絡調整や、当日の運営に必要な人員を適切に配置する こと。

#### ⑤ 経費負担

産地見学会に発生する以下の経費については、受託者が負担すること。

- 参加者の旅費(鉄道等の主要経路のみ)、宿泊費、食事代、旅行保険代
- ・県内見学先を移動するための借り上げバス代、交通費、添乗員1名

# (4) 飛騨牛フェアの開催

- ① テーマ食材:飛騨牛
- ② 開催回数 :首都圈1回以上、関西圏1回以上
- ③ 開催期間 :各1か月程度
- ④ 参加店舗 :首都圏20店舗程度、関西圏10店舗程度
- ⑤ 開催内容
  - ・首都圏、関西圏のホテル・レストラン等において飛騨牛を使用したメニューが 食べられるフェアを開催すること。
  - ・開催店舗は、県と協議のうえ決定すること。
  - ・フェアでは飛騨牛以外の県産食材の積極的な活用に努めること。
  - ・フェアを開催する飲食店を掘り起こしリスト化するとともに、多くの集客を図るため、SNS等効果的な広告媒体でPRを図ること。
  - ・開催店舗に対し、フェアに関するアンケートを実施すること。
  - ・フェア参加店舗には、事後に継続利用につなげるフォローアップを行うこと。

# (5) 鮎フェアの開催

- ① テーマ食材:岐阜県産鮎
- ② 開催回数 : 首都圏1回以上、関西圏1回以上
- ③ 開催期間 :各1か月程度

- ④ 参加店舗 : 首都圏10店舗程度、関西圏5店舗程度
- ⑤ 開催内容
  - ・首都圏、関西圏のホテル・レストラン等において岐阜県産鮎を使用したメニューが食べられるフェアを開催すること。
  - ・開催店舗は、県と協議のうえ決定すること。
  - ・フェアでは岐阜県産鮎以外の県産食材の積極的な活用に努めること。
  - ・フェアを開催する飲食店を掘り起こしリスト化するとともに、多くの集客を図るため、SNS等効果的な広告媒体でPRを図ること。
  - ・開催店舗に対し、フェアに関するアンケートを実施すること。
  - ・フェア参加店舗には、事後に継続利用につなげるフォローアップを行うこと。

## (6) 取組成果の調査

- ・飛騨牛及び県産鮎の販路拡大の取組み成果を把握するため、これまでに新規開拓した店舗へアンケート調査を実施すること。
- ・調査項目は県と協議のうえ決定すること。
- ・調査結果に基づき、成果と課題をとりまとめた報告書を提出すること。

# (7) その他

・各事業の実施においては、必要なコロナ対策を講じること。

# 6 業務実施体制

- (1) 業務実施責任者
  - ・本業務を指揮する業務実施責任者を1名配置すること。
  - ・業務実施責任者は、コーディネーターを十分指導して業務を実施させること。
  - ・業務実施責任者は、必要に応じて外部人材を活用することができる。
  - ・業務実施責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。
  - ・受託者は、委託契約締結後速やかに、業務実施責任者の氏名等を県に通知すること。

#### (2) 実施計画書の提出

受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画(実施体制、事業内容、スケジュール等)を作成し、県に提出すること。また、計画を変更しようとする場合には、速やかに県の承認を受けること。

## 7 委託業務の実施状況報告

委託者である県は、必要と認めるときは、委託業務の実施状況について、何時でも受 託者に対し報告を求めることができる。

#### 8 業務完了後の提出書類

受託者は、本業務完了後、事業実績報告書を2部と併せて電子データ(DVD1枚程度)を提出すること。また、本事業で制作した成果物のデータは、PDF形式及び編集可能な形式(Adobe Illustrator等)にて納品すること。

#### 9 支払条件等

- (1) 県は、委託業務終了後、本事業に係る経費を支払うものとする。
- (2) 本業務の遂行上、必要がある場合には、受託者は概算払いを請求することができる。

#### 10 関係書類等の整備

本業務実施に関する以下の関係帳簿類を整備し、業務終了後5年間は保管すること ・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類の整備

# 11 業務の適正な実施に関する事項

# (1) 関係法令の遵守

委託事業の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他法令のみならず、維持管理、安全管理、衛生管理、労務管理や危機管理等に関する法令を遵守しなければならない。

## (2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

# (3) 個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、別紙1「個人情報 取扱特記事項」により、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他 個人情報の保護に努めなければならない。

## (4) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益にために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

#### 12 著作権等について

著作権については、別紙2「著作権等取扱特記事項」によること。

# 13 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

- (1) 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- (2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

#### 14 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の 措置は、次のとおりとする。

## (1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取り消しができる。そのために、県に損害が生じた場合は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

#### (2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できる

ものとする。なお、委託期間終了若しくは契約の取り消しなどにより次期受託者に業務 を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供 することとする。

# 15 その他

本仕様書に明示なき事項または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

なお、新型コロナ感染症の発生状況、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の発出 状況によっては、事業を変更または中止することがある。その際の事業内容及び事業費 の変更については、県と協議するものとする。

# 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

# (責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

# (責任者等の届出)

- 第3 乙は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事 する者(以下「事務従事者」という。)を定め、書面によりあらかじめ、甲に届け出なけ ればならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。
- 2 乙は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。
- 3 乙は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。
- 4 乙は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

#### (教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において 事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研 修を、事務従事者全員に対して実施しなければならない。

#### (収集の制限)

- 第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、 又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、 甲の承諾があるときは、この限りでない。

# (目的外利用・提供の制限)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

# (漏えい、滅失及び毀損の防止)

- 第7 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた

場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

- 3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その 方法(以下「運搬方法」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。 その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 乙は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した 名札等を着用させて事務に従事させなければならない。
- 7 乙は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体(以下「パソコン等」という。)を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 乙は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 乙は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
  - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
  - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
  - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
  - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

# (返還、廃棄又は消去)

- 第8 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了 時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報 を消去する場合、データ消去用ソフトウエア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が 判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、 責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

第9 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第 10 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

#### (再委託の禁止)

- 第 11 乙は、この契約による事務については、再委託(第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。)をしてはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。
- 2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。
  - (1) 再委託を行う業務の内容
  - (2) 再委託で取り扱う個人情報
  - (3) 再委託の期間
  - (4) 再委託が必要な理由
  - (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
  - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
  - (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
  - (8) 再委託の相手方の監督方法
- 3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるととも に、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個 人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方 法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の 求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。
- 6 再委託した事務をさらに委託すること(以下「再々委託」という。) は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。
- 7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定 する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出し て甲の承諾を得なければならない。
  - (1) 再々委託を行う業務の内容
  - (2) 再々委託で取り扱う個人情報
  - (3) 再々委託の期間
  - (4) 再々委託が必要な理由
  - (5) 再々委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
  - (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
  - (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)

- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 乙は、甲の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

#### (派遣労働者等の利用時の措置)

- 第12 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、 秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守 秘義務の期間は、第9に準ずるものとする。
- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

#### (立入調査)

第13 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めること及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

# (事故発生時における対応)

- 第 14 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り 当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

#### (契約の解除)

- 第 15 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を 解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

## (損害賠償)

第 16 乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

# 著作権等取扱特記事項

#### (著作者人格権等の帰属)

- 第1 県へ提出する印刷製本物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は受託者に帰属する。
- 2 県へ提出する印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、県又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

## (著作権の譲渡)

- 第2 県へ提出する印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。
- 2 県へ提出する印刷製本物の作成のために受託者が提供した県へ提出する印刷製本物に係る 原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲 げるものの著作権(同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡 し時に県に譲渡する。
  - 一 原稿
  - 二原画
  - 三 写真
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に県へ提出する印刷製本物及び当該県へ提出する印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を受託者に譲渡させるものとする。
  - 一 受託者の従業員
- 二 本件契約によって実施される事業の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

#### (著作者人格権)

- 第3 県は、県へ提出する印刷製本物及び当該県へ提出する印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材(以下「県へ提出する印刷製本物等」という。)が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該県へ提出する印刷製本物等の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該県へ提出する印刷製本物等が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名又は変名を変更すること(氏名又は変名を表示しないことを含む。)ができる。
- 2 受託者は、県へ提出する印刷製本物等が著作物に該当する場合において、県が当該著作物 を利用するにあたり、その利用形態に応じてその内容を改変(表現又は題号の変更、翻訳、 拡大、縮小、色調の変更、一部切除することをいう。以下同じ。)しようとするときは、そ の改変に同意する。また、県は、県へ提出する印刷製本物等が著作物に該当しない場合に は、当該県へ提出する印刷製本物等の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができ

る。

- 3 県は、県へ提出する印刷製本物等が著作物に該当する場合において、前項の改変を行うと きにおいても、当該県へ提出する印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改 変をすることはできない。
- 4 県は、県へ提出する印刷製本物等が著作物に該当する場合において、第2項以外の改変を 行う場合には、あらかじめ受託者の承諾を得るものとする。

# (保証)

第4 受託者は、県に対し、県へ提出する印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

- 第5 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物を当該印刷製本物 の引渡し時に引き渡すものとする。
- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- 3 第1項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に発注者に移転する。